

児童発達支援・放課後等デイサービス コニコ 職位・職責、職務内容

職位	職責、職務内容
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3. 障害児通所給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 4. 上記管理を遂行するため、法令遵守責任者(代表)へ報告等行い指示を受けます。
児童発達支援管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児通所支援の利用の申込みに係る調整を行います。 2. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3. サービス担当者会議等への出席等により、障害児支援事業者等と連携を図ります。 4. 指導員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5. 指導員等の業務の実施状況を把握します。 6. 指導員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7. 指導員等に対する研修、技術指導等を実施します。 8. その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 9. 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、障害児通所支援の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別支援計画を作成します。 10. 個別支援計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 11. 個別支援計画の内容について、利用者の同意を得たときは、個別支援計画を利用者に交付します。 12. 個別支援計画に基づくサービスの提供の開始時から、6ヶ月に1回個別支援計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 13. 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
専門職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別支援計画に基づき、障害児通所支援のサービスを提供します。 2. サービス提供後、利用者の心身の状況等について、児童発達支援管理責任者に報告並びに内容等の記録を行います。 3. 個別支援計画等に準じ必要備品準備、活動計画を行い児童発達支援管理責任者へ報告します。 4. 児童発達支援管理責任者等が行う研修、技術指導等を受けます。
指導員Ⅰ・Ⅱ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別支援計画に基づき、障害児通所支援のサービスを提供します。 2. サービス提供後、利用者の心身の状況等について、児童発達支援管理責任者に報告並びに内容等の記録を行います。 3. 個別支援計画等に準じ必要備品準備、活動計画を行い児童発達支援管理責任者へ報告します。 4. 児童発達支援管理責任者等が行う研修、技術指導等を受けます。

福祉・介護職員処遇改善計画書にかかるキャリアパス要件基準

職位	職責・職務内容	任用要件	賃金評価
管理者	就業規則及び法令等を遵守徹底するため事業所内指導教育を行う。	法人が管理者として知識、技能があると認められた者	基本給 200,000 円～
児童発達支援管理責任者	指導員Ⅰ、Ⅱを指導する。困難事例へ対応する	児童発達支援管理責任者資格を有する者	資格手当 40,000 円
専門職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士)	専門性を持ってサービスを提供する。 必要に応じて、各種検査を実施する。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士のいずれかを有する者	資格手当 30,000 円
指導員Ⅱ (保育士等)	専門性を持ってサービスを提供する。	勤続年数 3 年以上の保育士、児童指導員	資格手当 10,000 円 職務手当 5,000 円
指導員Ⅰ (保育士等)	上級指導員の指導の下、サービスを提供する。	勤続年数 3 年未満の保育士、児童指導員	資格手当 10,000 円